

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月7日

高知県知事 濱田 省司 殿

提出者

住 所 高知市長浜3102番地3

氏 名 日本道路株式会社 高知営業所

所長 石崎 泰生

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 088-821-8306



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	令和4年度 町単 町道田野々久保線外2路線舗装工事 他
事業場の所在地	高知県高岡郡梼原町（他高知県内）
事業の種類	建設工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,550t	全処理委託量	750t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	800t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	750t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(第2面)

(第2面)

計画の実施状況	
不要物等発生量	有償物量
①排出量	②自ら直接 再生利用した量
③自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	④自ら中間処理 した量
⑤自ら熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した 後の残さ量
⑥自ら中間処理により減 量した量	⑦自ら中間処理により減 量した量
⑦自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	⑧自ら中間処理した後 再生利用した量
⑧自ら再生利用を行った量	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑩全処理委託量	⑪自ら中間処理した後 自ら再生利用した量
⑪認定処理業者への 処理委託量	⑫うち再生利用 業者への処理委託量 2.10
⑫再生利用業者への処理 委託量	⑬うち熱回収認定業者への 処理委託量 2.10
⑬熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	⑭うち燃費認定 処理業者への 処理委託量 2.10
⑭燃費認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	⑮うち熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量 2.10

(第2面)

(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類: 金属くず)	
		有機物量	不要物等発生量
		② 自ら直接 再生利用した量	② 自ら直接 再生利用した量
		③ 自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③ 自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
①	排出量	2.60	① 排出量
		④ 自ら中間処理 した量	④ 自ら中間処理 した量
		⑤ ④のうち熱回収 を行った量	⑤ ④のうち熱回収 を行った量
		⑥ 自ら中間処理した 後の残さ量	⑥ 自ら中間処理した 後の残さ量
		⑦ 自ら中間処理によ り減量した量	⑦ 自ら中間処理によ り減量した量
		⑧ 自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 自ら中間処理した後 再生利用した量
		⑨ 自ら中間処理した後 海洋投入処分した量	⑨ 自ら中間処理した後 海洋投入処分した量
		⑩ 自ら中間処理した後 熱回収認定業者への 処理委託量	⑩ 自ら中間処理した後 熱回収認定業者への 処理委託量
		⑪ 自ら中間処理した後 熱回収を行なう業者への 処理委託量	⑪ 自ら中間処理した後 熱回収を行なう業者への 処理委託量
		⑫ ⑪のうち再生利用 業者への処理委託量	⑫ ⑪のうち再生利用 業者への処理委託量
		⑬ ⑪のうち熱回収認定 業者以外の業者への 熱回収を行なう業者への 処理委託量	⑬ ⑪のうち熱回収認定 業者以外の業者への 熱回収を行なう業者への 処理委託量
		⑭ ⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑭ ⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量
		2.60	2.60

(第2面)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類:汚泥)

①	排出量 有機物量	0.44	項目 ②+③自ら再生利用を行った量	自ら中間処理した量	0.44	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0.44	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0.44	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0.44	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0.44
②	自ら直接 再生利用した量		④	自ら中間処理 した量	⑥	自ら中間処理した 後の残さ量	⑨	自ら中間処理によ り減量	⑩	直接受けた自ら 中間処理委託量	0.44	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑫
③	自ら直接 海洋投入処分した量		⑤	④のうち熱回収 を行った量	⑦	自ら中間処理によ り減量	⑧	自ら中間処理によ り減量	⑪	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0.44	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑬
⑪	自ら中間処理した後 再生利用した量	⑮	⑯	自ら中間処理した 後の残さ量	⑰	自ら中間処理によ り減量	⑱	自ら中間処理によ り減量	⑲	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0.44	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑳
⑫	⑪のうち再生利用 業者への処理 委託量	0.44	⑭	⑪のうち優良認定 業者への 処理委託量	⑮	⑪のうち優良認定 業者への 処理委託量	⑯	⑪のうち再生利用 業者への 処理委託量	⑰	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	0.44	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑳
⑬	⑪のうち中間処理 業者への処理 委託量	0.44	⑮	⑪のうち熱回収認定 業者への 処理委託量	⑯	⑪のうち熱回収認定 業者への 処理委託量	⑰	⑪のうち再生利用 業者への 処理委託量	⑱	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	0.44	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑳

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 : 建設混合廃棄物)	
不要物等発生量	有償物量	①排出量	6.60
	②自ら直接 再生利用した量	④自ら中間処理 した量	⑥自ら中間処理した 後の残さ量
	③自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑤自ら熱回収を行った量	⑦自ら中間処理により減 量した量
		⑧⑨⑩自ら再生利用を 行った量	⑪⑫自ら中間処理により減 量した量
項目	実績値	⑪⑫自ら中間処理により減 量した量	⑬⑭自ら中間処理により減 量した量
①排出量	6.60	⑬⑭自ら中間処理により減 量した量	⑮⑯自ら中間処理により減 量した量
②+③自ら再生利用を行った量		⑮⑯自ら中間処理により減 量した量	⑰⑱自ら中間処理により減 量した量
⑤自ら熱回収を行った量		⑰⑱自ら中間処理により減 量した量	⑲⑳自ら中間処理により減 量した量
⑦自ら中間処理により減 量した量		⑲⑳自ら中間処理により減 量した量	⑳自ら中間処理により減 量した量
③+⑤自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量		⑳自ら中間処理により減 量した量	
⑪全処理委託量	6.60	⑳自ら中間処理により減 量した量	
⑫優良認定業者への 処理委託量		⑳自ら中間処理により減 量した量	
⑬再生利用業者への処 理委託量	6.60	⑳自ら中間処理により減 量した量	
⑭熱回収認定業者への処 理委託量		⑳自ら中間処理により減 量した量	
⑮熱回収認定業者以外の 業者への処理委託量		⑳自ら中間処理により減 量した量	
⑯熱回収を行う業者への 処理委託量		⑳自ら中間処理により減 量した量	
⑰自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧	⑱自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑲
⑱自ら中間処理した後 自ら再生利用した量		⑱自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑲
⑲自ら中間処理した後 自ら再生利用した量		⑳自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑳
⑳自ら中間処理した後 自ら再生利用した量		⑳自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑳

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。